

「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（令和8年2月10日付け事務連絡）」建設事業Q&A（令和8年3月31日時点）

※ 本資料での回答は、質問の文面から把握できる情報のみをもとに一般的な回答を示したものであるため、個別の事案において貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）上の許可の要否について判断に迷われる場合には、各運輸局にご相談ください。

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 建設工事で、元請会社から建設廃棄物の収集運搬と処分を請け負った会社が、その建設工事で発生した建設廃棄物を収集運搬する車両は、緑ナンバーが必要でしょうか？ | 廃棄物処理事業者が、元請会社と締結した包括的な委託等契約に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた廃棄物の運搬と、その他の廃棄物の処理（収集又は処分）を一体的に実施する場合において、当該委託等契約に基づく業務の一環として行われる運搬行為については、自己の生業である廃棄物処理業務と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる運送であるため、法の許可等を要しないものと解されます。 |
| 2 | 工事現場で発生した発生土について、残土を処分する予定はなく仮置きをし埋戻しに使用する場合で、場内に仮置きスペースがないため、一旦別の場所に運搬（現場内の別工区や自社置場などに公道を使って運搬）するのにダンプを別で手配する場合は、貨物自動車運送事業法の許可が必要でしょうか。 | 残土を運搬する者と建設工事を行う者との間に雇用関係がなく、残土を運搬する者が、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、法の許可が必要となります。 一方で、残土を運搬する者と建設工事を行う者との間に雇用関係があり、建設工事を行う者の従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合も含む。）として、当該建設工事で発生する残土等を運搬する場合には、残土を運搬する者について法の許可は不要と考えられます。 |
| 3 | 上記2に付随して、運搬する運転手が当該工事の掘削・積込み・運搬の請負契約を締結している会社の従業員の場合は、白ナンバーダンプトラックでも違反にならないでしょうか。 | 残土を運搬する者が建設工事を行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で発生する残土等を運搬する場合には、その者の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行うものと考えられますが、この際、運送の対価としての有償性がない場合には、法の許可は不要となります。 |
| 4 | ダンプカーをリースで上位の会社が用意して、下位の協力業者の従業員に残土等を運搬してもらう場合でも貨物自動車運送事業法の許可が必要でしょうか。 | 残土等を運搬する者（下位の協力会社）が、建設工事を行わず、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、法の許可が必要となります。 一方で、残土等を運搬する者が建設工事を行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で発生した残土等を運搬する場合には、その者の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行うものと考えられますが、この際、運送の対価としての有償性がない場合には、法の許可は不要となります。 |
| 5 | 都心では小型・中型ダンプカーの緑ナンバー取得車両が極端に少ない現状がある中、狭隘な道路で、小型・中型のダンプカーしか入れないような工事現場で発生する残土やそこに資材を運搬する場合に、委託する会社が見つからない場合の特例措置などはありませんでしょうか。 | 特例措置はございません。 |
| 6 | 下請会社の置場に納入した資材を、下請会社の白ナンバーダンプで現場まで持ってきてもらうのは、違反にならないでしょうか。（資材は請負契約に含まれていない場合） | 資材を運搬する者が建設工事を行わず、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、法の許可が必要となります。 一方で、資材を運搬する者が建設工事を行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で必要となる資材を運搬する場合には、その者の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行うものと考えられますが、この際、運送の対価としての有償性がない場合には、法の許可は不要となります。 |
| 7 | 下請会社の白ナンバーダンプで建材屋さんへ資材を引取りに行くのは、違反にならないでしょうか。（資材は請負契約に含まれていない場合） | 同上。 |
| 8 | 下請会社の白ナンバーダンプでリース機械を借りに行ってもうことは、違反にならないでしょうか。（機械は請負契約に含まれていない場合） | リース機械を運搬する者が建設工事を行わず、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、法の許可が必要となります。 一方で、リース機械を運搬する者が建設工事を行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で必要となるリース機械を運搬する場合には、その者の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行うものと考えられますが、この際、運送の対価としての有償性がない場合には、法の許可は不要となります。 |
| 9 | 場内運搬については白ナンバーダンプで違反にならないでしょうか。（運転手労務の請負契約を締結している場合・ダンプは元請がリースしているもの） | 場内が一般交通の用に供されない場合においては、その中で行われる貨物の運送について法の許可は不要と考えられます。 |

「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（令和8年2月10日付け事務連絡）」建設事業Q&A（令和8年3月31日時点）

※ 本資料での回答は、質問の文面から把握できる情報のみをもとに一般的な回答を示したものであるため、個別の事案において貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）上の許可の要否について判断に迷われる場合には、各運輸局にご相談ください。

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 10 | 場内運搬については白ナンバーダンプで違反にならないでしょうか。（運転手労務の請負契約を締結している場合・下請自社ダンプ） | 同上。 |
| 11 | ユニック車や平トラックで資材（鉄筋や二次製品）を運搬する場合は、違反にならないでしょうか。（材工で請負契約を締結している会社の自社白ナンバー車で運搬する場合） | 材工の請負契約の内容にもよりますが、資材を運搬する者が建設工事を行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で必要な資材を運搬する場合には、その者の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行うものと考えられますが、この際、運送の対価としての有償性がない場合には、法の許可は不要となります。 |
| 12 | 散水車は白ナンバーで違反にならないでしょうか。 | 散水車で水を運搬する者が建設工事を行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で必要となる水を運搬し散水する場合には、その者の生業と密接不可分であり、当該業務に付帯するものと認められる場合であって、運送の対価としての有償性がない場合には、許可は不要になると考えられます。 |
| 13 | 下請会社の白ナンバーダンプで合材・砕石等を引取りに行くのは、違反にならないでしょうか。（ダンプ費用は下請会社に支払う） | 合材・砕石等を運搬する者が建設工事を行わず、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、法の許可が必要となります。 一方で、合材・砕石等を運搬する者が建設工事を行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で必要となる合材・砕石等を運搬する場合には、その者の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行うものと考えられますが、この際、運送の対価としての有償性がない場合には、法の許可は不要となります。 |
| 14 | 下請会社の白ナンバーダンプで合材・砕石等を引取りに行くのは、違反にならないでしょうか。（材料も下請会社に支払う） | 同上。 |
| 15 | 元請がリースしているダンプにて合材砕石を合材・砕石等を引取りに行くのは、違反にならないでしょうか。（運転手の労務費は下請会社に支払う） | 合材・砕石等を運搬する者が、建設工事を行わず、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、法の許可が必要となります。 一方で、合材・砕石等を運搬する者が建設工事を行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で発生した合材・砕石等を運搬する場合には、その者の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行うものと考えられますが、この際、運送の対価としての有償性がない場合には、法の許可は不要となります。 |
| 16 | 元請がリースしている小物機械を下請会社の白ナンバー車で帰りにリース会社によって返してもらうのは、違反にならないでしょうか。（運賃を下請会社に支払う） | 小物機械を運搬する者が、建設工事を行わず、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、法の許可が必要となります。 一方で、小物機械を運搬する者が建設工事を行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で使用する小物機械を運搬する場合には、その者の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行うものと考えられますが、この際、運送の対価としての有償性がない場合には、法の許可は不要となります。 |
| 17 | 元請会社から舗装工事を路盤・合材等の材料費込みで下請負契約を締結している会社が、自社の白ナンバーダンプで路盤・合材等を運搬するのは、違反にならないでしょうか。（元請会社が資材会社に直接材料費を支払い、下請会社から相殺する場合） | 路盤・合材等を運搬する者が建設工事を行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で必要な路盤・合材等を運搬する場合には、その者の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行うものと考えられますが、この際、運送の対価としての有償性がない場合には、法の許可は不要となります。 |
| 18 | 白ナンバーダンプの個人事業主が合材や砕石等を購入し、工事現場へ運搬し販売することは、違反にならないでしょうか。（当該個人事業主には、運賃込みの材料費を支払う） | 運送する者が合材や砕石等を購入し、自ら所有する貨物を自ら運送する場合には、基本的には法の許可は不要になると考えます。 |
| 19 | 貨物自動車運送事業法の許可を取得している会社のダンプに別会社の運転手が日雇いで運転し、労務費を元請会社が許可を取得している会社に支払い、許可を取得している会社が運転手に支払うのは、違反にならないでしょうか。 | 労務費を元請会社が許可を取得している会社に支払う理由が不明ですが、許可を取得している会社と日雇いの運転手の間に適法な雇用関係がある場合にあっては、貨物自動車運送事業法上は特段問題にならないものと考えます。 |

「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（令和8年2月10日付け事務連絡）」建設事業Q&A（令和8年3月31日時点）

※本資料での回答は、質問の文面から把握できる情報のみをもとに一般的な回答を示したものであるため、個別の事案において貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）上の許可の要否について判断に迷われる場合には、各運輸局にご相談ください。

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 20 | 工事現場で発生する残土の運搬・処分について、運搬する運転手が当該工事の積み込み・運搬の請負契約を締結している会社の従業員の場合は、白ナンバーダンプトラックでも違反にならないでしょうか。 | 残土を運搬する者が積み込み業務のみを行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で発生した残土を運搬する場合であっても、基本的には、その者の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行うものとはいえず、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合にあっては、法の許可が必要になると考えます。 |
| 21 | 工事現場で発生する残土の運搬・処分について、運搬する運転手が当該工事の運搬・処分の請負契約を締結している会社の従業員の場合は、白ナンバーダンプトラックでも違反にならないでしょうか。 | 残土を運搬する者が残土の処分のみを行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で発生した残土を運搬し処分する場合には、処分の内容によりますが、その者の生業と密接不可分であり、当該業務に付帯するものと認められる場合であって、運送の対価としての有償性がない場合には、許可は不要になると考えられます。 |